

平成27年第4回港区議会定例会追加議案件名一覧

追加議案9件

議案第106号	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第107号	港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
議案第108号	港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第109号	港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第110号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第111号	平成27年度港区一般会計補正予算（第3号）
議案第112号	平成27年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
議案第113号	平成27年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
議案第114号	平成27年度港区介護保険会計補正予算（第3号）

平成27年第4回港区議会定例会追加議案の概要

議案第106号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

○ 内 容

(1) 議員報酬の額の改定

- ・ 議長 90万円 → 90万5,000円
- ・ 副議長 77万9,000円 → 78万3,000円
- ・ 委員長 64万8,000円 → 65万2,000円
- ・ 副委員長 62万2,000円 → 62万5,000円
- ・ 議員 61万円 → 61万3,000円

(2) 平成27年度の期末手当の支給月数の引上げ

- ・ 12月支給分 1.55月 → 1.75月
- ・ 3月支給分 0.25月 → 0.40月

※この引上げに伴い、平成27年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・ 3.30月 → 3.65月（0.35月）

(3) 平成28年度以降の期末手当の支給月数の改定

- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）。

6月分	12月分	3月分	年 間
1.65月 (0.15)	1.75月 (0.20)	0.25月 (0)	3.65月 (0.35)

- 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成28年4月1日

- 適用期日 (1)については、平成27年5月1日

議案第107号

【総務部総務課】

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

○ 内 容

- (1) 給料の額の改定
- ・ 区長 124万6,000円 → 125万3,000円
 - ・ 副区長 100万2,000円 → 100万8,000円
- (2) 平成27年度の期末手当の支給月数の引上げ
- ・ 12月支給分 1.55月 → 1.75月
 - ・ 3月支給分 0.25月 → 0.40月
- ※この引上げに伴い、平成27年度の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。
- ・ 3.30月 → 3.65月(0.35月)
- (3) 平成28年度以降の期末手当の支給月数の改定
- ・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)。

6月分	12月分	3月分	年間
1.65月 (0.15)	1.75月 (0.20)	0.25月 (0)	3.65月 (0.35)

- 施行期日 公布の日。ただし、(3)については、平成28年4月1日
- 適用期日 (1)については、平成27年4月1日
 ※港区教育委員会教育長の期末手当についても、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により同様の引上げとなります。

議案第108号

【総務部総務課】

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

- 内 容
 - (1) 給料の額の改定
 - ・ 86万7,000円 → 87万2,000円
 - (2) 常勤の特別職である新たな教育長の給料の額を、現行の教育長の給料月額に教育委員長と教育委員の報酬月額の差額を加算した額とします。
 - ・ 87万2,000円 → 93万6,000円
- 施行期日 (1)については公布の日、(2)については常勤の特別職である新たな教育長の任命の日
- 適用期日 (1)については、平成27年4月1日

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告等を受け、職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の改定

- ・例：行政職給料表（一）平均改定率 0.38%

(2) 平成27年度の勤勉手当の支給月数の改定

- ・平成27年12月支給分の勤勉手当の支給月数を次のとおり改定します（括弧内は、引上げ月数）。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1.10月 (0.10)	2.10月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.90月 (0.10)	1.70月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.525月 (0.05)	1.00月 (0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.425月 (0.05)	0.80月 (0.05)

※この引上げに伴い、平成27年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管 理 職 員 } 4.20月 → 4.30月
- ・管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・再 任 用 職 員 2.20月 → 2.25月
(0.05月)

(3) 扶養親族である子等に係る扶養手当の額を引き上げます。

- ・月額 5,500円 → 6,000円

(4) 平成28年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

- ・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）。

	6月分	12月分	年 間
管 理 職 員	1.05月 (0.05)	1.05月 (0.05)	2.10月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.85月 (0.05)	0.85月 (0.05)	1.70月 (0.10)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.50月 (0.025)	0.50月 (0.025)	1.00月 (0.05)

再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.40月 (0.025)	0.40月 (0.025)	0.80月 (0.05)
----------------------	------------------	------------------	-----------------

※この引上げに伴い、平成28年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管理職員 } 4.20月 → 4.30月
- ・管理職員以外の職員 } (0.10月)
- ・再任用職員 2.20月 → 2.25月
(0.05月)

(5) 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の額を引き上げます。

- ・175,100円 → 268,500円

○ 施行期日 公布の日。ただし、(4)及び(5)については、平成28年4月1日

○ 適用期日 (1)及び(3)については、平成27年4月1日

議案第110号

【教育委員会事務局庶務課】

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するものです。

○ 内 容

(1) 給料月額の変更

- ・改定率 0.30%

(2) 平成27年度の勤勉手当の支給月数の改定

- ・平成27年12月支給分の勤勉手当の支給月数を次のとおり改定します(括弧内は、引上げ月数)。

	12月分	年 間
管 理 職 員	1.10月 (0.10)	2.10月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.90月 (0.10)	1.70月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.525月 (0.05)	1.00月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.425月 (0.05)	0.80月 (0.05)

※この引上げに伴い、平成27年度の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・管理職員 } 4.20月 → 4.30月
- ・管理職員以外の職員 } (0.10月)

・再任用職員 2.20月 → 2.25月
(0.05月)

(3) 扶養親族である子等に係る扶養手当の額を引き上げます。

・月額 5,500円 → 6,000円

(4) 平成28年度以降の勤勉手当の支給月数の改定

・勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します
(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)。

	6月分	12月分	年間
管理職員	1.05月 (0.05)	1.05月 (0.05)	2.10月 (0.10)
管理職員以外の職員	0.85月 (0.05)	0.85月 (0.05)	1.70月 (0.10)
再任用職員 (管理職員)	0.50月 (0.025)	0.50月 (0.025)	1.00月 (0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.40月 (0.025)	0.40月 (0.025)	0.80月 (0.05)

※この引上げに伴い、平成28年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

・管理職員 } 4.20月 → 4.30月
 ・管理職員以外の職員 } (0.10月)
 ・再任用職員 2.20月 → 2.25月
 (0.05月)

○ 施行期日 公布の日。ただし、(4)については、平成28年4月1日

○ 適用期日 (1)及び(3)については、平成27年4月1日

議案第111号

【企画経営部財政課】

平成27年度港区一般会計補正予算(第3号)

本案の概要は、別表1のとおりです。

議案第112号

【企画経営部財政課】

平成27年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

本案の概要は、別表2のとおりです。

議案第 1 1 3 号

【企画経営部財政課】

平成 2 7 年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

本案の概要は、別表 3 のとおりです。

議案第 1 1 4 号

【企画経営部財政課】

平成 2 7 年度港区介護保険会計補正予算（第 3 号）

本案の概要は、別表 4 のとおりです。

平成27年度港区一般会計補正予算(第3号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
1 議会費	千円 780,403	千円 14,922	千円 795,325	千円	千円 14,922	千円 1 区議会議員人件費の追加 (1)報酬 12,790 (12,790) 2 職員人件費の追加 (1)一般職員 2,132 (2,132)
2 総務費	18,301,792	31,579	18,333,371		31,579	1 職員人件費の追加 (1)特別職 (1,978) (2)一般職員 (23,753) 2 職員人件費の追加 (1)一般職員 5,848 (5,848)
3 環境清掃費	5,056,325	58,443	5,114,768		58,443	1 職員人件費の追加 (1)一般職員 (58,443)
6 産業経済費	2,398,752	11,386	2,410,138		11,386	1 職員人件費の追加 (1)一般職員 (11,386)
8 教育費	13,387,967	19,824	13,407,791		19,824	1 職員人件費の追加 (1)教育長 (527) (2)一般職員 (14,416) 2 職員人件費の追加 (1)一般職員 4,881 (4,881)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
10 諸支出金	千円 7,984,666	千円 15,115	千円 7,999,781	千円	千円 15,115	千円 1 安心できる地域保健・医療体制の推進に要する追加経費を計上 (1)国民健康保険事業会計繰出金を追加 3,594 (3,594) 2 地域で安心して暮らせる基盤の整備に要する追加経費を計上 (1)後期高齢者医療会計繰出金を追加 5,969 (5,969) 3 在宅生活を支えるサービスの充実に要する追加経費を計上 (1)介護保険会計繰出金を追加 5,552 (5,552)
歳出合計	115,303,584	151,269	115,454,853		151,269	

繰越金	千円 151,269
-----	---------------

議案第112号

別表2

平成27年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	千円 568,278	千円 3,594	千円 571,872	繰入金 千円 3,594	千円 1 職員人件費の追加 (1)一般職員 3,594 (3,594)
歳出合計	27,527,983	3,594	27,531,577	3,594	

平成27年度港区後期高齢者医療会計補正予算(第1号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	千円 213,286	千円 5,969	千円 219,255	繰入金 5,969	1 職員人件費の追加 (1)一般職員 5,969 (5,969)
歳出合計	4,681,047	5,969	4,687,016	5,969	

平成27年度港区介護保険会計補正予算(第3号)概要

1 歳入歳出予算補正

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
1 総務費	千円 866,118	千円 5,552	千円 871,670	繰入金 5,552	1 職員人件費の追加 (1)一般職員 5,552 (5,552)
歳出合計	15,627,337	5,552	15,632,889	5,552	